

2026年3月1日

株式会社ワールド
代表取締役 鈴木 信輝

株式会社ワールド・ブランズ
代表取締役 鶴 博幸
代表取締役 内山 誠一

吸収分割に関する事後開示書面

(吸収分割会社 / 会社法第791条第1項第1号及び会社法施行規則第189条に基づく事後備置書面)

(吸収分割承継会社 / 会社法第801条第3項第2号及び会社法施行規則第189条に基づく事後備置書面)

株式会社ワールド（以下「ワールド」といいます。）及び株式会社ワールド・ブランズ（以下「ワールド・ブランズ」といいます。）は、2025年12月25日付でワールド及びワールド・ブランズの間で締結された吸収分割契約書に基づき、2026年3月1日を効力発生日として、ワールドの株式会社フィールズインターナショナル、株式会社エクスプローラーズトーキョー、株式会社アルカスインターナショナル、株式会社ケーズウェイ、株式会社ナルミヤ・インターナショナル、株式会社ワールドライフスタイルクリエーション、株式会社ヒロフ、株式会社ストラスブルゴ及び神戸レザークロス株式会社の株式を所有することによる当該会社の事業活動を支配・管理する事業に関する権利義務をワールド・ブランズに承継させる吸収分割（以下「本件分割」といいます。）を行いました。

本件分割に関して、会社法第791条第1項第1号及び会社法施行規則第189条並びに会社法第801条第3項第2号に定める事項は下記の通りです。

記

1. 本件分割が効力を生じた日

2026年3月1日

2. 吸収分割会社ワールドにおける手続きの経過

(1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続きの経過

本件分割において、会社法第784条の2の規定に基づき、ワールドに対して請求権を行使した株主はおりませんでした。

(2) 会社法第785条、第787条及び第789条の規定による手続きの経過

① 会社法第785条の規定による手続きの経過

本件分割において、会社法第785条の規定に基づき、ワールドに対して請求権を行使した株主はおりませんでした。

② 会社法第 787 条の規定による手続の経過

ワールドは、会社法第 787 条第 1 項第 2 号に該当する新株予約権を発行していないため、会社法第 787 条の規定による手続は行っておりません。

③ 会社法第 789 条の規定による手続の経過

ワールドは、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項に基づき、会社法第 789 条第 1 項第 2 号に掲げる債権者に対し、2025 年 12 月 26 日付の官報及び電子公告により、本件分割について異議申述の公告を行いました。所定の期間内に同条第 1 項の規定により本件分割に異議を述べた債権者は存在しませんでした。

3. 吸収分割承継会社ワールド・ブランズにおける手続きの経過

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

本件分割において、会社法第 796 条の 2 の規定に基づき、ワールド・ブランズに対して請求権を行使した株主はおりませんでした。

(2) 会社法第 797 条の規定及び第 799 条の規定による手続の経過

① 会社法第 797 条の規定による手続の経過

本件分割において、会社法第 797 条の規定に基づき、ワールド・ブランズに対して請求権を行使した株主はおりませんでした。

② 会社法第 799 条の規定による手続の経過

ワールド・ブランズは、会社法第 799 条第 2 項の規定に基づき、同条第 1 項第 2 号に掲げる債権者に対し、2025 年 12 月 26 日付の官報及び電子公告により、本件分割について異議申述の公告を行いました。所定の期間内に同条第 1 項の規定により本件分割に異議を述べた債権者は存在しませんでした。

4. 本件分割によりワールド・ブランズがワールドから承継した重要な権利義務に関する事項
(会社法施行規則第 189 条第 4 号)

ワールド・ブランズは、2025 年 12 月 25 日付吸収分割契約書に基づき、ワールドから株式会社フィールズインターナショナル、株式会社エクスプローラーズトーキョー、株式会社アルカスインターナショナル、株式会社ケースウェイ、株式会社ナルミヤ・インターナショナル、株式会社ワールドライフスタイルクリエーション、株式会社ヒロフ、株式会社ストラスブルゴ及び神戸レザークロス株式会社の株式を所有することによる当該会社の事業活動を支配・管理する事業に関する権利義務を承継しました。

5. 吸収分割の変更の登記をした日 (会社法施行規則第 189 条第 5 号)

本件分割の効力発生日である 2026 年 3 月 1 日から 2 週間以内に申請する予定です。

6. 上記に掲げるもののほか、本件分割に関する重要な事項 (会社法施行規則第 189 条第 6 号)

該当事項はありません。

以上

2025年12月26日

株式会社ワールド
代表取締役 鈴木 信輝

株式会社ワールド・ブランズ
代表取締役 鈴木 信輝

吸収分割に関する事前開示書面

(吸収分割会社 / 会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条に基づく事前備置書面)

(吸収分割承継会社 / 会社法第794条第1項及び会社法施行規則第192条に基づく事前備置書面)

株式会社ワールド（以下「ワールド」といいます。）及び株式会社ワールド・ブランズ（以下「ワールド・ブランズ」といいます。）は、2025年12月17日、それぞれの取締役会決議を経て、2026年3月1日を効力発生日として、ワールドの株式会社フィールズインターナショナル、株式会社エクスプローラーズトーキョー、株式会社アルカスインターナショナル、株式会社ケーズウェイ、株式会社ナルミヤ・インターナショナル、株式会社ワールドライフスタイルクリエーション、株式会社ヒロフ、株式会社ストラスブルゴ及び神戸レザークロス株式会社の株式を所有することによる当該会社の事業活動を支配・管理する事業に関する権利義務をワールド・ブランズに承継させる吸収分割（以下「本件分割」といいます。）に係る吸収分割契約を締結いたしました。

よって、ここに本件分割に係る事前開示をいたします。

記

1. 吸収分割契約の内容

添付資料「吸収分割契約書」のとおりです。

2. 吸収分割の対価の相当性に関する事項

本件分割はワールド・ブランズがワールドの完全子会社であるため、対価としての株式の割当及びその他の金銭等の交付は行いません。（無対価分割）

3. 本件分割の当事者に関する事項

(1) ワールド（吸収分割会社）

①最終事業年度に係る計算書類等

有価証券報告書及び四半期報告書を関東財務局に提出しています。最終事業年度

に係る計算書類等については、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）によりご覧いただけます。

- ②最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容
該当事項はありません。

(2) ワールド・ブランズ（吸収分割承継会社）

①最終事業年度に係る計算書類等

同社は2025年11月19日に設立されたため、第1期の事業年度は終了しておりません。以下に、同社の成立の日における貸借対照表を記載しております。

貸借対照表（2025年11月19日）

科 目	金 額 (円)	科 目	金 額 (円)
(資産の部)		(純資産の部)	
流 動 資 産	5,000,000	株 主 資 本	5,000,000
現 金 及 び 預 金	5,000,000	資 本 金	5,000,000
資 産 合 計	5,000,000	負 債 ・ 純 資 産 合 計	5,000,000

- ②最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容
該当事項はありません。

4. 本件分割が効力を生じる日以後における債務の履行の見込みに関する事項

ワールド及びワールド・ブランズにおいては、いずれも本件分割の効力発生日における資産の額は負債の額を上回っていることが見込まれ、また、本件分割の効力発生日後における債務の履行に支障を及ぼすような事象の発生及びその可能性は現在までのところ認識されておりません。

よって、本件分割の効力発生日以後に各社が負担すべき債務については履行の見込みがあると判断しています。

以上

添付資料

吸収分割契約書

(F I、E X T、A I、K W、N I、W L C、H R F、S T B、K L C管理事業)

株式会社ワールド（以下「甲」という。）と株式会社ワールド・ブランズ（以下「乙」という。）とは、甲が2026年3月1日をもって第1条に定める事業に関して有する権利義務を乙に承継させる吸収分割（以下「本件吸収分割」という。）に関し、次のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（吸収分割）

甲は、本契約に定めるところにより、吸収分割の方法により、本件効力発生日（第5条において定義する。以下同じ。）をもって、株式会社フィールズインターナショナル（以下「F I」という。）、株式会社エクスプローラーズトーキョー（以下「E X T」という。）、株式会社アルカスインターナショナル（以下「A I」という。）、株式会社ケーズウェイ（以下「K W」という。）、株式会社ナルミヤ・インターナショナル（以下「N I」という。）、株式会社ワールドライフスタイルクリエーション（以下「W L C」という。）、株式会社ヒロフ（以下「H R F」という。）、株式会社ストラスブルゴ（以下「S T B」という。）及び神戸レザークロス株式会社（以下「K L C」という。）の株式を所有することによる当該会社の事業活動の支配・管理に関する事業（以下「本件事業」という。）に関する権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する。

第2条（当事者の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、次のとおりとする。

① 甲（吸収分割会社）

商号：株式会社ワールド

住所：神戸市中央区港島中町六丁目8番1

② 乙（吸収分割承継会社）

商号：株式会社ワールド・ブランズ

住所：神戸市中央区港島中町六丁目8番1

第3条（承継する権利義務）

1. 本件吸収分割により甲から乙に承継される資産、債務、雇用契約及びその他の権利義務（以下「本件承継対象権利義務」という。）は、別紙「承継対象権利義務明細表」のとおりとする。
2. 甲から乙に対する債務の承継は、免責的債務引受の方法による。

第4条（本件吸収分割の対価）

乙は、本件承継対象権利義務の対価を甲に交付しない。

第5条（効力発生日）

本件吸収分割がその効力を生ずる日（以下「本件効力発生日」という。）は、2026年3月1日とする。ただし、必要に応じて甲乙協議のうえ、合意によりこれを変更することができる。

第6条（分割承認決議等）

甲及び乙は、本件効力発生日の前日までに、それぞれ、株主総会の承認、債権者保護手続その他の関連法令により必要となる手続を行うものとする。

第7条（競業避止義務）

甲は、本件効力発生日以降においても、本件事業について、競業避止義務を負わないものとする。

第8条（会社財産の管理等）

本契約締結後、本件効力発生日まで、甲は善良な管理者の注意をもって本件事業に係る業務の執行及び財産の管理をし、本件吸収分割に重大な影響を及ぼす事項を行おうとするときは、あらかじめ両者が協議するものとする。

第9条（本契約の変更・解除）

本契約締結の日から本件効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により、本件事業または本件事業に関する資産、債務その他の権利義務に重大な変動が生じたときは、甲及び乙は協議のうえ、本契約に定める本件吸収分割の条件を変更し、または本契約を解除することができる。

第10条（本契約に定めのない事項）

本契約に定める事項のほか、本件吸収分割に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が協議のうえ定める。

（以下余白）

本契約締結の証として本書の電磁的記録を作成し、甲乙合意の上、電子署名を施し、各自その電磁的記録を保有する。なお、記名押印の方法による場合は、本書1通を作成し、甲及び乙は記名押印の上、甲がこれを保有し、乙にその写しを交付する。

2025年12月25日

(甲) 神戸市中央区港島中町六丁目8番1
株式会社ワールド
代表取締役 鈴木 信輝

(乙) 神戸市中央区港島中町六丁目8番1
株式会社ワールド・ブランズ
代表取締役 鈴木 信輝

承継対象権利義務明細表

本件承継対象権利義務は、以下の権利義務とする。

- ・株式会社フィールズインターナショナルの株式全て
- ・株式会社エクスプローラーズトーキョーの株式全て
- ・株式会社アルカスインターナショナルの株式全て
- ・株式会社ケーズウェイの株式全て
- ・株式会社ナルミヤ・インターナショナルの株式全て
- ・株式会社ヒロフの株式全て
- ・株式会社ストラスブルゴの株式全て
- ・神戸レザークロス株式会社の株式全て
- ・本件効力発生日において本件事業に属する借入金

以上